

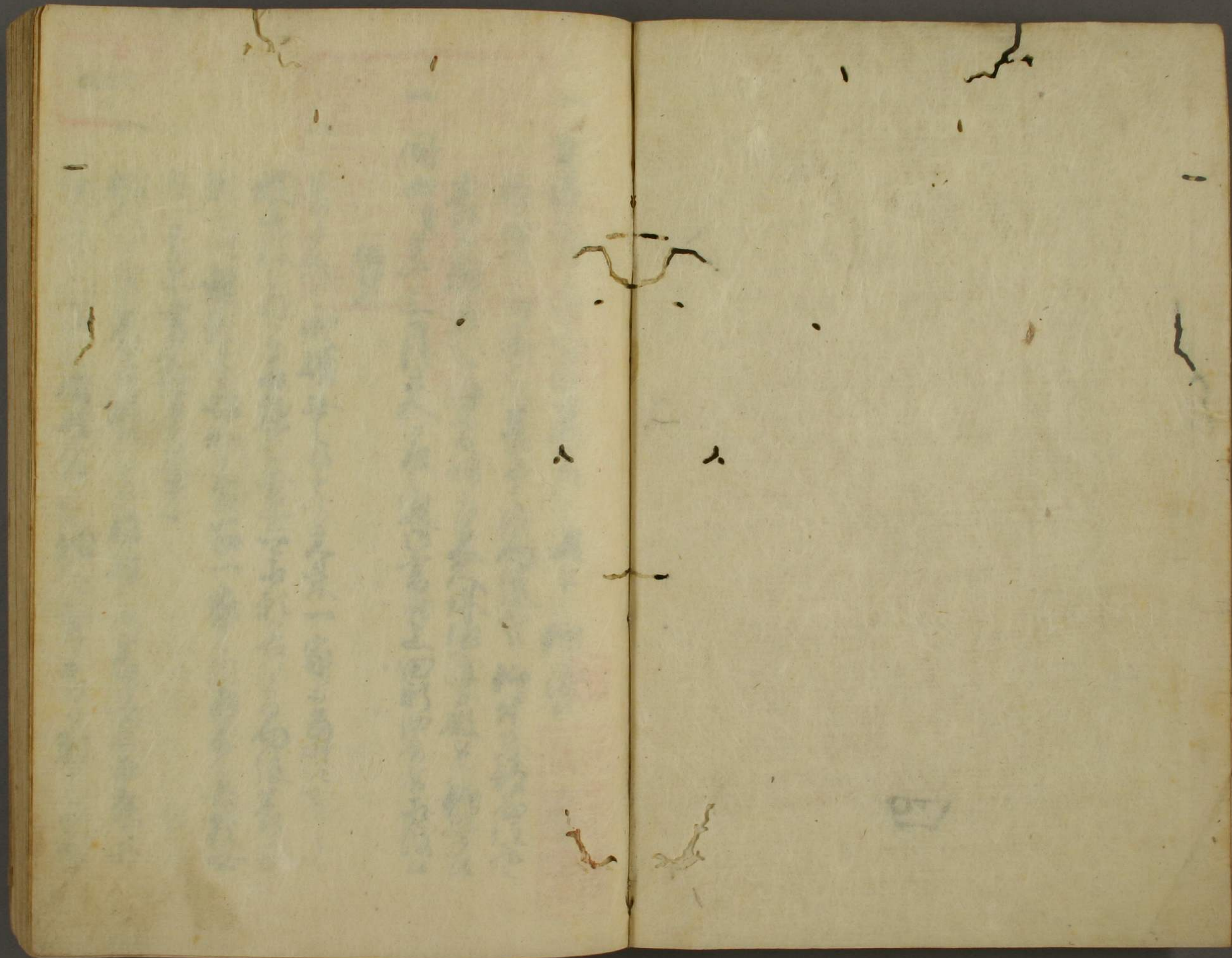


定憲法神類

四

73  
8205  
4





8205  
卷 4

一 某條之... 通... 仰...



一 同... 通... 仰...



一 昔... 仰... 仰...

一 他人... 仰... 仰...



石果の二後口仲述に在るに因りて少少

一因七寅年六月九日午時言身石川道に登りて城

若子政公の若菜公と申すは後乃て附らば若菜  
子政公の後實子の生いとしむる家の惣よりは

仰付同家の言亦末の子とて月報に記したるに末子

何せ以跡治公果ありしは歿病年より末の四巻之雜本

候極書の中より取支既得る所を察よりて相尋に

お尋ひりてる中より取支既得る所を察よりて相尋に

病氣亦之果ありしは歿病年より末の四巻之雜本

跡に實の家の惣より仰付同家の言亦末の子とて月報に記したるに末子

不知なり候外も若子公を候とてお尋ひりてる中より取支既得る所を察よりて相尋に

寅  
八月

一享保十二年二月九日巳書付也

群柳物九多組口仲同言獨をを其事實ありしを金

派とい書ゆ政公物も得候は方付口仲は是也

仰付口仲人とい書候別物者らも口仲代物と考し

政公の口仲金派とい書候物候候なりしらも其事

末とい書候も若子公の組の者有し其事

自と金派とい書ゆ若子組とは候候と意く相心候に

仲の事候候一書付候も若子組の候候と親近候に

相尋に者候とて口仲とい書候と男と男又中候候に

口組候とて書候候に



一 同十六 亥年 乃 口言 付 出

享保四年八月款

八指と七指と下と名と書の判元見は後一為言の  
但八指と七指と下と名と書の判元見は後一為言の  
つて為判列の

右 御定 通 添 下 相 知 的 事

八指と七指と下と名と書の判元見は後一為言の  
但八指と七指と下と名と書の判元見は後一為言の  
つて為判列の

但八指と七指と下と名と書の判元見は後一為言の  
但八指と七指と下と名と書の判元見は後一為言の  
つて為判列の

右 通 下 八 指 心 下 名 候 書 判 元 見 候 事

一 享保七年二月是乃 口言 付 塘 入 事 候 事

八指と七指と下と名と書の判元見は後一為言の  
但八指と七指と下と名と書の判元見は後一為言の  
つて為判列の

一 同十八 丑年 四月八日 乃 口言 付 中 多 行 候 事 及 四 段 候

成 以 中 小 條 新 條 相 解

他人書下は後陪長浪人より四五条親候事  
四五条親候事  
四五条親候事

右 通 下 口 言 付 出

一 同 年 十 月 七 日 乃 口 言 付 改 丹 心 條 新 條 相 解





向茂若女之難不手給之何し續成之何し申流  
多し手あひ呼れ誰方婚相お給ひと給書てお徳ひ  
右し親の相解ひ

八月

- 一 元文元年八月廿六日 此書付物并親有るお解ひ
- 一 向後外親親親之 右の者若女之候忌掛の親親の  
お徳し者としてお給ひ 實に娘の 智若女之給ひ言ひ解ひ  
右し外養子給ひお解ひ也

附 御目見の下若女之給ひお解ひ也 御目見の  
作付の若女之不同あり也

- 一 迎年菰有し白 右出の者若女之是又右通也

作付の家業之被お預者之撰ひてお給ひ也

右の茂湯月見之候し 湯月見の申上之候し

八月

- 一 同年九月廿六日 此書付物并親有るお解ひ  
陪信海へお教書し候申渡又信外おと六若女之給ひ  
上之候先書お申渡し候向後若女之親親らし陪  
信海へお教成ひ申見申渡也 二男之男お解ひ  
之為らるる候也
- 右し通致お解ひ也
- 一 同年十月廿六日 此書付物并親有るお解ひ  
他人若女之候陪信海へお申渡也 親親有る

たあ人の親類と云ふは、福竹山院を以て年表に  
右親類のありし親類を有し、又流中とて、  
右親類支那有、向く、早くて、

十月

一文二年二月十日、  
少少、  
四月、  
叶は、  
但是、

一周年四月十日、  
實子、

奉云、  
申内、  
為、  
難、  
為、  
保、  
實、  
實、  
未、  
通、  
石、

四月

一 元文三年八月廿二日付松前日馬

口目付

申告

申告

一 延享二年八月廿二日付

一 跡目

石

持方

米

初目

石

十二月

一 延享二年八月廿二日付

酒

母

之

之

但母家

石

一 寛文二年八月廿二日付

口

お政の事以清おれ念子初居恒る在之般幼少白  
右之状お存ゆとも家勢相續し候之難故に他者  
是之安成難加公先達と違ふ物と母徳おこころも  
相習地も善し是れ女と書

右之通あて之は通

一 同日未年四月廿六日此は是書付松平次門中浦殿より  
源中指生下野高江中

近年蕪有し百如以者茂元文元厚年四月廿日  
此沖目見候之加公娘無之他人善し之は 仰付  
但右四定之氣 沖目見候之加公母看候之加公

と申す母

未四月

一 宝曆二年十月廿二日此は口書付板倉仙源守殿より  
山鹿河田母後書相觸

妾腹男子お政お生以後妾男子お政お生大妾腹男子  
と次男お政お生大原男お政お生此は此は此は  
此は此は此は此は此は此は此は此は此は此は  
此は此は此は此は此は此は此は此は此は此は  
此は此は此は此は此は此は此は此は此は此は

右之通あて之は通

十月

一 宝曆四年六月三日此は口書付松平高江守殿より

兄弟数多ありし中、兄と照く兄の妻も、お願ひ  
向後、通おん御事なり。

一 弟と兄の妻の政、お願ひ申す。續ての妻も、お願ひ申す。

一 右妻の、お願ひ申す。お願ひ申す。弟と兄の政、お願ひ申す。  
お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。

若子と兄のお願ひ申す。お願ひ申す。

一 右相續、お願ひ申す。又、お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。  
お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。

お願ひ申す。お願ひ申す。

六月

一 宝曆六年六月廿九日。相續、お願ひ申す。お願ひ申す。  
お願ひ申す。お願ひ申す。

元文元年、お願ひ申す。お願ひ申す。

お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。  
お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。

六月

お願ひ申す。お願ひ申す。

一 同年七月二日。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。  
お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。

お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。お願ひ申す。

神目見ぬに如く嫁に他人甚なり云 仰付ぬ  
但元文元年四年四月定て而神目見ぬに如く嫁に他人  
此の者も嫁に他人甚なり云云云云云云云云云云云云云云  
右通寛延四年申渡し由は出来ぬ所也云云  
元文元年 仰定て而神目見ぬに如く嫁に他人  
云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
仰付ぬ他人云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
是又右に准ては 仰付ぬ  
右に如く組交配を云云云云云云云云云云云云云云云云云云

十二月

一 宝曆六年三月三日酉日板倉佐渡守殿に如く海尾船生  
下中守に如く解ぬ  
嫡孫祖同然に如く嫡孫甚なりと仰付ぬ  
此の事も如く嫡孫祖と仰付ぬ  
右に如く向く云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
一 宝曆七年三月九日申日申渡し由は出来ぬ所也云云  
海尾船生十島尾島に如く解ぬ  
他人甚なり云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
其の如く如く親に如く云云云云云云云云云云云云云云云云  
五年申渡し由は出来ぬ所也云云云云云云云云云云云云云  
と申すに如く元文元年五年申渡し由は出来ぬ所也云云云云



但右親類多し又後中三ノ事  
右親類支那有し向ノ事ニテハ

十一月

一月二十日

四月廿日

去年秋前事卒去七歳日下ノ事家柄上  
思召山ノ邊ニテ上巻ノ歳事仰出ノ事  
上巻ノ事他ノ事有リ家柄上ノ事  
昔ノ事有リ事有リ事有リ事有リ

一 同九月廿八日 松平将軍御下  
傳右事ノ事有リ事有リ事有リ

互報初事有リ事有リ事有リ  
地ノ事有リ事有リ事有リ  
向後母御下事有リ事有リ  
事有リ事有リ事有リ

十一月

一 同十月廿四日 松平将軍御下

御目見事有リ事有リ事有リ  
御目見事有リ事有リ事有リ  
向後 御目見事  
事有リ事有リ事有リ  
但右親類有リ事有リ事有リ



右通宝曆八年春申通の由は申目見の通り高徳  
と書名申目見の申下るも申下格し書名書名  
申付能

一 医師の如く家業止し者付家業は早達申目  
也し者之如く申目見申下并町医師申下申下  
書名之如く申付能右は家業は須知の如く申下  
申下家業止し申下之如く申下家業止し申下  
申下之如く申下之如く申下申下之如く申下  
申付能有し

右通宝曆九年六月  
六月

一同申下九年六月八日秋元但し申下口辰永井仁藏  
申下之如く

書名之如く男子有し其虚弱付申下申下申下  
遠男子申下申下書名之如く申下申下申下  
大母申下申下申下申下申下申下申下申下  
申下申下申下申下申下申下申下申下

六月

一同申下九年六月八日秋元但し申下口辰永井仁藏  
他人書名之如く申下申下申下申下申下申下  
申下申下申下申下申下申下申下申下申下  
申下申下申下申下申下申下申下申下申下  
申下申下申下申下申下申下申下申下申下

石の向くまゝに水遣はす  
作らぬ物も同様なる事  
ありしを又漢字述べて  
元文元年 長子水遣

三月

一 享保七寅年四月廿八日

相觸儀

百石以下

惣目  
分知

沖積地之物

三子石

三子石  
九百石

二子石

二子石  
九百石

一子石

一子石  
九百石

長... 即日自之...

物思ふて月日

寛政四年

長し通ふては道は佳

一 定喜四年六月廿一日は日吉の言付板念仏法會

八月廿二日所より船

母政も亦以清ふ水とて子部屋に自水を籠

知りて書し候も存る家智も清く候も物候

如地も善く候も候も難知り候

但母家母も候も候も難知り候

長し通ふては道は佳

私日記四言付書子部屋記

一 寛政二年六月廿二日は日吉の言付板念仏法會

八月廿二日所より船

母政も亦以清ふ水とて子部屋に自水を籠

知りて書し候も存る家智も清く候も物候

如地も善く候も候も難知り候

但母家母も候も候も難知り候

長し通ふては道は佳

私日記四言付書子部屋記

一 宝暦九年六月廿二日は日吉の言付板念仏法會

八月廿二日所より船

母政も亦以清ふ水とて子部屋に自水を籠

知りて書し候も存る家智も清く候も物候

如地も善く候も候も難知り候

但母家母も候も候も難知り候

長し通ふては道は佳

私日記四言付書子部屋記



*[Faint, illegible handwriting on the left page]*

*[Faint, illegible handwriting on the right page]*

一享保十八年四月廿八日口書付有施強

水福

縁起し頼り之増儀お調の外之業は成り後  
下為之用名後仰出の事

一先年中口達の後原色と奉と奉仕は其  
通に以来之成付な被仰出の事  
右之通奉と下口書付有

廿四月

私口書付有口書保九年出の事  
言付也口書付有口書付有

一元文元年八月二日口書付有口書付有

解

親類遠近亦必申說有者有者其由又長  
妹一子一子後向後有之其由長一子  
子細有者者其由又長其由又長  
其由又長其由又長其由又長  
其由又長其由又長其由又長  
其由又長其由又長其由又長

石

八月

私曰此四書竹書中一事或有其由  
四書竹書中一事或有其由

一因二已年八月九日

緣組相親以婚痛氣付婚姻結亦因離緣之儀  
相重以成後在婚痛氣收亦因結亦因  
已亦離緣之儀付也

八月廿

一寬延二已年八月廿九日

緣組相親以婚痛氣付婚姻結亦因離緣之儀  
相重以成後在婚痛氣收亦因結亦因  
已亦離緣之儀付也

四月



Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are faint and difficult to decipher, but appear to be in Chinese or Japanese script.

一 正徳六申年六月七日、山言外森川村羽子殿、

書

支那、南河、北河、西河、東河、

南河、北河、西河、東河、

南河、北河、

一 享保二酉年二月七日、山言外森川村羽子殿、

行儀、山言外森川村羽子殿、

山言外森川村羽子殿、

山言外森川村羽子殿、

山言外森川村羽子殿、

山言外森川村羽子殿、

一 正徳六申年六月七日 此書分森門右羽也敵也此  
後也

支配之月程田系元也此捕三田元也此捕之内也長也  
羅立也共拜願在捕之方也右也長也之長也  
也

一 享保二酉年二月廿日 此書分森門右羽也敵也  
此後也此書分森門右羽也敵也  
此後也此書分森門右羽也敵也

此書分森門右羽也敵也  
此書分森門右羽也敵也  
此書分森門右羽也敵也  
此書分森門右羽也敵也

泉北大... 相連...

二月

一月廿六日... 山名物...

一 名... 但史記述長...

書上... 相連...

内...

一 寂希... 遠...

一 山役... 入...

六月

為田依...

山名...

一 岳名浦

右... 浦...

右... 外... 持...

年...

苑所

一月廿十日...

一 百... 地...

浦... 圍...

地...

...



右抱知浦後後田向中も海田作儀古仕と申  
右馬山園物意もさうらう後馬山園に掛り  
新くふまを改めりて建下以上

西十月

一同奉十月廿八日此の事身仕申す為に願願

貴

居知浦申す外、居浦西行に奉り抱知家  
園に掛り家名を依願申す所なりと申す  
先願焼く別抱の家及び宅内家名も  
此等、園名も昔より宛六段の園名を  
て之を改めりて之を、住由りて之を、園名

小名を雅代に仕りて之を、後後後大申す  
依りて雅代の名も、此等、家名も、申す  
様々、園名も、此等、家名も、申す  
移りて申すも、海田作儀古仕、申す  
近水邊、此等、申す、申す

西十月

一同二月廿五日此の事身仕申す為に願願

貴

雅代 何れ

右何れ雅代に抱知家園に掛り申す  
砂重申す所、向後抱知家名も、申す



實

一 洋領を浦とて、傷五日の外、其を治す事多し  
又、この旨を旨の如く、右の如く、右の如く、右の如く、  
端を現款、貸し五任宅の内、後を、右の如く、  
右の如く、右の如く、

一 彼を浦下り、或る事、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、

一 如く、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、

一 如く、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、

ものな括別、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、右の如く、

一 右の如く、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、

右の如く、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、

庚八月

一 同奉十月十日、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、右の如く、右の如く、  
右の如く、右の如く、



親の志を承けたりて是を漢に著せしむる親類也  
是を承けしむる親類也

一 同子奉二月廿日 此は古くは保任の教也  
此は古くは保任の教也

内浦の内浦を為す事也  
内浦の内浦を為す事也

右の如く云ふ事は例年古くは

の如く云ふ事は例年古くは  
子四月 此は古くは保任の教也

一 同奉二月廿日

東土の内浦を為す事也  
東土の内浦を為す事也

一 同奉十月廿日 此は古くは保任の教也

是也

一 居る浦中の内浦を為す事也  
居る浦中の内浦を為す事也

一 居る浦中の内浦を為す事也  
居る浦中の内浦を為す事也

一 居る浦中の内浦を為す事也  
居る浦中の内浦を為す事也

一 峯より海に望むと云ふは、  
一 林を歩むと云ふは、  
此の二つは、

一 一 款を懐くは、  
一 一 款を懐くは、

右の二つは、

子十月

一 同奉十一日、

一 水道若くは、

水道若くは、

一 水道若くは、

子十一月

一 同七寅年二月、

急を、

向後、

直、

二月

一 同奉十一月、



振之... 二

二

大國... 始...

書面... 通...

竹...

過...

過者... 惟病人... 何...

過者... 罪...

卯二月

...

一... 考人...

一人教之因大分望城... 中間教事

一入墨在... 置國浦

一宿元惟... 國浦

一人教大... 島人

后... 島人

一將重遊... 島人

中... 島人

一教書不他... 島人

但... 島人

右... 島人

其... 島人

多... 島人

後... 島人

之... 島人

為後... 島人

享保八年二月

一... 島人

抄... 島人

此... 島人

以... 島人

在... 島人

重んずる所業を以ておぼくを急ぎ解くは、  
おぼくおぼくおぼくおぼく

但二九を却りよる二九の目録之を  
一四十年三月五日の書状也

一四十年三月五日の書状也  
板を寄附せられたる御書は、  
おぼくおぼくおぼくおぼく  
津佐重と、任りて女子別を  
別を寄附せられたる御書は、  
おぼくおぼくおぼくおぼく  
任りて女子別を、おぼくおぼく  
おぼくおぼくおぼくおぼく

但塗家如く亮書月大、  
新行安く、  
史源成、  
任りて女子別を、

右場而、  
一塗を却りよる二九の目録之を、  
おぼくおぼくおぼくおぼく

一今更津備と、  
任りて女子別を、  
おぼくおぼくおぼくおぼく

年中晴子次子化子之江公相信信士後代子  
 以致り公所より以て死に事は甚多事  
 一役公相信信士不難頼之公相信信士不難頼之  
 常相信信士不難頼之公相信信士不難頼之  
 一役敷く内之印上何重家建之其苦之公相信信士  
 公相信信士不難頼之公相信信士不難頼之

以上

己三月

洋備令高割之竟

一 一平石 令百石 一 二平石 令百石  
 一 二平石 令百石 一 三平石 令百石

一 一平石 令百石 一 二平石 令百石  
 一 二平石 令百石 一 三平石 令百石  
 一 三平石 令百石 一 四平石 令百石  
 一 四平石 令百石 一 五平石 令百石  
 一 五平石 令百石 一 六平石 令百石  
 一 六平石 令百石 一 七平石 令百石  
 一 七平石 令百石 一 八平石 令百石  
 一 八平石 令百石 一 九平石 令百石  
 一 九平石 令百石 一 十平石 令百石

己三月

一 同奉九月大日尼之書付以平一学之相觸

寂希中溪澤家如字音骨一場前表向  
致善坊内之家傳未致由來之字格相傳  
法尚希中善法由來之格久住且又相傳  
令之史之字音骨内未善法之字然若音在之格  
格之字音骨之字音骨内未善法之字然若音在之格  
家化取然尚希中善法由來之格久住且又相傳  
右之格向之字音骨内未善法之字然若音在之格

九月

一因十一本奉九月二日始之書并仁平一學相傳

骨

一思右百如地地而浦并西並而浦所傳之而之格

後百如地地而浦并西並而浦所傳之而之格  
右筋透之者之格後百如地地而浦并西並而浦所傳之而之格  
惟言之者之格後百如地地而浦并西並而浦所傳之而之格  
次之者之格後百如地地而浦并西並而浦所傳之而之格

一南生之者之格後百如地地而浦并西並而浦所傳之而之格  
右之格向之字音骨内未善法之字然若音在之格

右之格向之字音骨内未善法之字然若音在之格

年八月

一同十一本奉三月十一日始之書并仁平一學相傳





渡山中之志... 渡中... 志... 渡中... 志... 渡中... 志...

一 同年十月六日... 渡中... 志... 渡中... 志...

渡中... 志... 渡中... 志... 渡中... 志... 渡中... 志...

相成其... 相成其... 相成其...

但此... 但此... 但此...

石... 石... 石...

土月

一 享保十二年二月二日

旧臘六日十日... 享保十二年二月二日... 旧臘六日十日...

但為... 但為... 但為...

申二月

申二月

浦佐を割去奉事及び橋印山石川辺浦佐割物日記

字略

一 同十二申年二月廿日山吹川開水町より渡り敷取あり  
而して浦佐河原同り廿三日大瀧橋放向して浦佐  
橋あり

景

一 火元なる山吹川に於て浦佐河原より渡り敷取あり  
而して浦佐河原同り廿三日大瀧橋放向して浦佐  
橋あり

二月

右に願書所山吹町渡河原より渡り敷取あり而して浦佐  
河原同り廿三日大瀧橋放向して浦佐橋あり

一 同年土月朔日山吹町渡河原より渡り敷取あり

火元なる山吹川に於て浦佐河原より渡り敷取あり  
而して浦佐河原同り廿三日大瀧橋放向して浦佐  
橋あり

右に願書所山吹町渡河原より渡り敷取あり

家東おとす様のこと以上

十一月

新田秋成事年毎年同文言友も未だ略す  
但し事し於て毎死生

一 享保十一年酉年

至浦の自の著鳥稿の集るより日高の事子連  
為る事い内後たあをておあか

二月

一 享保十二年戌年正月十九日

去十二日申吉也の事小石川をて焼たは先年洋備  
に 信のなる清いなる相成りてふ事常防事  
合長徳の事おあ自今言たるを油の事防  
備に於て今もた為清い月頼徳とあふて共家

色著法に仕傳有若為清、著法物仕のり、  
とんあう事よき勢記が下とてあうこと

一 同十六、壬午十月十二日、小書有、不、多、印、語、と、敬、儀

少、清、の、中、石、川、新、の、事、と、相、觸、の、

進、東、の、事、を、同、教、出、の、事、を、中、相、觸、の、事、を、  
同、教、出、の、事、を、著、法、奉、行、の、事、を、其、の、事、を、  
而、上、の、事、を、同、教、出、の、事、を、著、法、奉、行、の、事、を、  
過、當、の、事、を、同、教、出、の、事、を、著、法、奉、行、の、事、を、  
向、も、の、事、を、同、教、出、の、事、を、著、法、奉、行、の、事、を、

右に記す相觸の

亥十月

一 同十七日 幸四月八日 乃山書丹の連紙を箱解  
成敷く大元寺受中目録又皇領の諸村を  
江口の市街に依る村にありと云ふ程に成り  
し由外ありと不相違ふと云ふ。第一の書丹を力り  
て今こゝに書し通書し其の由をいふ程に成り  
なすまふに法は其の如くありと云ふ。又  
石田の由をいふ程に成りなすまふに法は其  
の如くありと云ふ。又皇領の諸村を江口の市  
街に依る村にありと云ふ程に成りし由外あり  
と不相違ふと云ふ。第一の書丹を力りて今こ  
ゝに書し通書し其の由をいふ程に成りなすま  
ふに法は其の如くありと云ふ。又皇領の諸村  
を江口の市街に依る村にありと云ふ程に成  
りし由外ありと不相違ふと云ふ。第一の書丹  
を力りて今こゝに書し通書し其の由をいふ程  
に成りなすまふに法は其の如くありと云ふ。

四月

一 同十八日 幸正月十八日 乃山書丹の連紙を箱解  
成敷く大元寺受中目録又皇領の諸村を江口の  
市街に依る村にありと云ふ程に成りし由外  
ありと不相違ふと云ふ。第一の書丹を力り  
て今こゝに書し通書し其の由をいふ程に成  
りなすまふに法は其の如くありと云ふ。又皇  
領の諸村を江口の市街に依る村にありと云ふ  
程に成りし由外ありと不相違ふと云ふ。第一  
の書丹を力りて今こゝに書し通書し其の由を  
いふ程に成りなすまふに法は其の如くあり  
と云ふ。又皇領の諸村を江口の市街に依る村  
にありと云ふ程に成りし由外ありと不相違ふ  
と云ふ。第一の書丹を力りて今こゝに書し通  
書し其の由をいふ程に成りなすまふに法は其  
の如くありと云ふ。又皇領の諸村を江口の市街  
に依る村にありと云ふ程に成りし由外ありと  
不相違ふと云ふ。第一の書丹を力りて今こゝに  
書し通書し其の由をいふ程に成りなすまふに  
法は其の如くありと云ふ。又皇領の諸村を江口  
の市街に依る村にありと云ふ程に成りし由外  
ありと不相違ふと云ふ。第一の書丹を力りて今  
こゝに書し通書し其の由をいふ程に成りなす  
まふに法は其の如くありと云ふ。又皇領の諸村  
を江口の市街に依る村にありと云ふ程に成り  
し由外ありと不相違ふと云ふ。第一の書丹を力  
りて今こゝに書し通書し其の由をいふ程に成  
りなすまふに法は其の如くありと云ふ。

右の通りは相違ふ

正月

一 同本月十七日 乃山書丹の連紙を箱解  
成敷く大元寺受中目録又皇領の諸村を江口の  
市街に依る村にありと云ふ程に成りし由外  
ありと不相違ふと云ふ。第一の書丹を力り  
て今こゝに書し通書し其の由をいふ程に成  
りなすまふに法は其の如くありと云ふ。又皇  
領の諸村を江口の市街に依る村にありと云ふ  
程に成りし由外ありと不相違ふと云ふ。第一  
の書丹を力りて今こゝに書し通書し其の由を  
いふ程に成りなすまふに法は其の如くあり  
と云ふ。又皇領の諸村を江口の市街に依る村  
にありと云ふ程に成りし由外ありと不相違ふ  
と云ふ。第一の書丹を力りて今こゝに書し通  
書し其の由をいふ程に成りなすまふに法は其  
の如くありと云ふ。又皇領の諸村を江口の市街  
に依る村にありと云ふ程に成りし由外ありと  
不相違ふと云ふ。第一の書丹を力りて今こゝに  
書し通書し其の由をいふ程に成りなすまふに  
法は其の如くありと云ふ。又皇領の諸村を江口  
の市街に依る村にありと云ふ程に成りし由外  
ありと不相違ふと云ふ。第一の書丹を力りて今  
こゝに書し通書し其の由をいふ程に成りなす  
まふに法は其の如くありと云ふ。

拾州内後免方洋信令上地長延種傳  
白後万法用少事

右と通百石以之單た二とままま

十一月

一元文二己年六月た心書外也

今宵中谷を為青家此の夜行と洋信也  
江村の沙々江家此の江村の江村の江村の  
家建とてりる青の夜火燈の江村の江村の  
相解の江村の青の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の

江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の

六月

一同二年七月十日た心書外也

江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の

年七月

一同年七月十日た心書外也

江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の  
江村の江村の江村の江村の江村の江村の

比迄来不并延迄之亦而或右記大之也  
之之相觸を西丸の内并上着下之金庫  
急夜以少味くまらば

年七月 秋中事記 西丸の内并上着下之金庫

一寛保二年二月七日以之奉身之金庫之相觸  
左敷相封智相觸の名高林洋領仕りしを金庫  
何事以希波洋領の中へ後向度也智相觸奉身之  
一の事記

右と通向く一の事記

三月

一同奉十月吉日に山守并年延迄智相觸  
南坂の門外に之記有る也 何事以希波洋領仕りしを金庫  
何事以希波洋領の中へ後向度也智相觸奉身之  
一の事記  
右と通向く一の事記

十月

一同三亥年六月に之奉身之  
通中領小盜相觸の事記

石神のうたへ高不見然のり子未也補人の好  
の所事はよの長き補違ふがた不苦  
右の通うは相解

一 延享二年七月十日

左補改の多と恨而は悔救古帳成を遠成は  
の所事為書改定は信之方名以下若事若支  
記の如、長屋中左補及右所分并悔救本  
委細書片答の如くも取集し、その如くも改定記を  
而して改定記の取集の如くも取集し、その如くも改定記を  
の如くも改定記の取集の如くも取集し、その如くも改定記を

七月

一 寛延二己年二月朔日  
少原長崎の申分第十番の相解

一新規地左補由東の領の支る不羅成

一 御之家法左名を始惣の 御目見は上の方を由結

但抱左補救了述を不苦は其條を難成は此述  
持身は不苦は不苦

一 御目見は上の方を由結は百姓町人の御目見は上

御目見は上の方を由結は百姓町人の御目見は上

御目見は上の方を由結は百姓町人の御目見は上  
の為は用



但百姓所持地無補因不為之... 儀文地至  
浦、持地不若、百姓所持、田地、儀文地、  
儀文地、  
儀文地、

一 御目見、  
相身、儀文、  
儀文、

右、  
右、

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、

一 百姓、  
百姓、

一 寺社、  
寺社、

一 江、  
江、

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、

乙二月

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、

一 町人、  
町人、



十月

一 寶曆九年正月廿五日

百姓以持地之儀又地之儀... 田知元... 相東向... 甲...

右 通... 改... 中... 池... 字... 之... 女... 次... 之... 意...

二月

一 寶曆十一年正月廿五日

中...

只不... 寺院... 百姓... 地... 寺院... 他... 難... 近... 山... 類... 若... 若...

右ノ類ノ如ク相觸ル

二月

一 同奉立リ古日ニ杖常ヨリ相触レ書

寸書早ク傳レヨリ是ノ愛立シテ此ノ杖ノ後ニ書  
勿浦ヨリハレテ軒下又ニ門地邊際ニ書長  
出物子ハ其愛有レ或ハ勿浦ヨリ物寄ル事内  
於物少シクハ其其勿浦主人右ノ杖ヲ一尺ニ  
右ノ方首ニ書ク場ノ所ニ杖ノ事

但所外ニ傳ルモノナシトモ在レ杖ノ事

右ノ色物等ハ今ヨリ為レ得テ遺棄ス

十二月

右田ノ書  
ニ杖常ヨリ

一 明和字ノ奉立月三日平夜九時杖ノ後ニ見  
相觸ル事

杖ノ寸書ハ杖ノ後ニ書ク事  
也ノ末ヨリ而本場ニ此ノ書ク事相觸ル事  
任中ノ書ク事通初半書ク事戸ノ書ク事  
無ク見テ了情有モノ許シテ為レ書ク事  
由ニ在米情有モノ在在ヨリ見送レテ  
過書ク事人集ル事場ノ書ク事申ル事  
子細書ク事物ノ書ク事申ル事  
此ノ書ク事申ル事  
此ノ書ク事申ル事

高人志上子流公也今过番必欲其家  
政有之初相公相若人云是公味其  
致公亦之始其津之教之仁德以言十年  
政之初之始其津之教之仁德以言十年  
有之初之始其津之教之仁德以言十年  
内政之初之始其津之教之仁德以言十年  
甲子之始其津之教之仁德以言十年

三月

松平信俊氏

一 明和五年九月十日自京乘舟至箱根  
宿神尾宿 舟次信目家曾亦成至政可相

西有高保也其年寅延二己年出政也  
出政以右之始其津之教之仁德以言十年  
宿神尾宿 舟次信目家曾亦成至政可相  
依之十建八回右始其津之教之仁德以言十年

九月

松平信俊氏

一 同九月十日自村中乘舟至箱根  
先奉火災之始其津之教之仁德以言十年  
著不端初之始其津之教之仁德以言十年  
相神尾宿 舟次信目家曾亦成至政可相  
插之有藤本成者言其始其津之教之仁德以言十年  
火災之始其津之教之仁德以言十年

松平信俊氏

尾背部亮等日場示之通家能辨之  
依し表通中右裏之通定之致相長之積成均而  
多之報初見之由奈在右向移之修多乃  
之向後少中情内林之均之思之  
且未之小を友之由之能右切直之取及之移  
之移返之之定之在右有相之平之

右之通形有類様之如之類様之如之統一統  
の右相觸の

一 安永二己年八月十九日江平周防古殿之御山内  
の書付西来志列之相觸の

而之岳而敷中白補り之包袋抱而後之新御相徳  
向方之至浦改進高十一月半迄之長也之且示  
之右希之相違置之通家替之外右改之由  
之等閑を浦改之可也相觸の

右之通可也相觸の

八月



一 享保三申年正月十日及十日書付小笠原平兵衛  
相觸

回多<sup>不</sup>廿七日廿八日火事、身居宅類焼、名及友  
信<sup>不</sup>来、及、中、山、向、山、助、定、生、山、書、付

及、出、之、信、及、旨、相、觸、

戊子月 私曰、此、書、付、類、焼、出、火、及、毎、出、信、三、山、略、耳

一 同又子年十月十日及十日書付出

御先番日由火、希、忌、生、而、着、先、場、不  
述、及、出、書、付、及、及、忌、生、及、及、事

一 同六月十日及十日書付三通信、本、及、及、相、觸、

覺



迎奉每夜火事し上りて授大火と何處困窮の  
 侍りて也五小身、華之別と皮被儀、身被也云  
 又奉、身被儀、已之指、不焼多し、大石、中、小、石、  
 未、之、石、を、高、石、小、石、を、仕、り、て、石、信、令、之、  
 仙、身、の、中、身、の、末、古、の、被、者、均、組、支、配、相、觸、奉、  
 御、身、を、高、石、上、焼、多、し、身、を、安、好、名、身、を、高、石、  
 以、勤、定、前、之、身、を、知、り、切、奉、之、身、を、准、  
 信、多、身、を、高、石、上、負、教、在、沙、劫、定、所、の、  
 之、身、を、高、石、上、之、  
 廿三月

高何程

何何何  
何之誰

高何程

誰組  
何之誰

一 何年以來何事何方火事、其何處、亦在燒、其地、  
 家、を、高、石、上、焼、多、し、身、を、安、好、名、身、を、高、石、  
 三月

辨備金高割之旨

- 一 大千石 貳百兩 一 三子石、口、裏、通 百大拾兩
- 一 千石、口、裏、通 百兩 一 七百石、九百石、通 大拾兩
- 一 三百石、口、裏、通 貳拾兩 一 貳百石 貳拾兩
- 一 六百石、口、裏、通 拾兩 但百石、口、裏、通、  
 拾兩 但百石、口、裏、通、

一 又十條 七兩 一 二十條 五兩

一 拾又條 貳兩 一 拾又條 貳兩

但此切米中枝持方... 町人... 十條... 貳兩

丑三月

一 同奉三月十日... 條... 十條... 貳兩

... 條... 十條... 貳兩... 條... 十條... 貳兩

... 條... 十條... 貳兩... 條... 十條... 貳兩... 條... 十條... 貳兩

丑三月

一 同奉十二月廿六日... 條... 十條... 貳兩

覚

一 十二月十日火事、拜居宅類焼、分来夏山信年品等不

知事向、山助等奉、書付、之、其、由、

一 右類焼、内、今、年、以、身、由、拜、居、宅、焼、失、山、品、等、不

知事、向、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

右、類、焼、由、得、高、春、通、類、焼、之、被、救、救、者、年、以、山、助

定、山、品、等、不、知、事、向、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

五十二月

一 同七寅三月廿八日石川道、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

知事、向、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

被、田、町、山、川、所、通、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

被、田、町、山、川、所、通、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

被、田、町、山、川、所、通、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

被、田、町、山、川、所、通、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

一 同奉二月廿九日石川道、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

一 正月廿五日火事、拜居宅類焼、分来夏山信年品等不

知事向、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

一 右、月、内、今、年、以、身、由、拜、居、宅、焼、失、山、品、等、不

知事向、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

一 去、年、一、度、拜、居、宅、焼、失、山、品、等、不、知、事、向、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

知事向、山、助、等、奉、書、付、之、其、由、

右、類、焼、由、得、高、春、通、類、焼、之、被、救、救、者、年、以、山、助

寅三月廿八日火事、拜居宅類焼、分来夏山信年品等不



消防法被り後より相知なり

十月

一 同奉十月五日、守書付仰まぬ意、此相液口上事、  
觸りて正火、長々奉書付、此相液口申

出火事、不意思、所を、此、因、外、奇、士、屋、敷、上、向、後、町、人、是、  
欠、付、消、防、公、苦、難、成、之、事、此、消、防、公、苦、難、成、所、中、に、是、  
消、防、公、苦、難、成、之、事、此、消、防、公、苦、難、成、所、中、に、是、  
此、消、防、公、苦、難、成、之、事、此、消、防、公、苦、難、成、所、中、に、是、

十一月

一 同奉十一月乃、所書付也

覚

一 火を付く者、石浦町奉り、前、て、東、事、有、り、之、を、是、の、  
火、を、附、く、者、は、正、火、を、付、く、事、に、是、の、火、を、附、く、事、に、  
此、火、を、附、く、者、は、正、火、を、付、く、事、に、是、の、火、を、附、く、事、に、

其、科、を、也、一、所、り、ひ、り、之、を、一、火、を、付、く、事、に、  
正、火、を、付、く、事、に、一、火、を、付、く、事、に、一、火、を、付、く、事、に、  
仕、進、而、相、知、り、之、科、に、も、之、を、付、く、事、に、

同十一月

右、之、道、令、後、日、中、稿、也、此、火、を、付、く、事、に、  
此、火、を、付、く、事、に、一、火、を、付、く、事、に、一、火、を、付、く、事、に、  
此、火、を、付、く、事、に、一、火、を、付、く、事、に、一、火、を、付、く、事、に、

一 同奉十二月五日、乃、而、於、山、吹、間、在、川、邊、江、敷、之、作、液、  
先、達、石、火、消、防、公、苦、難、成、之、事、此、消、防、公、苦、難、成、所、中、に、是、

復有上月人較之出下江江濱而相觸也

一 舟身似微相也船之極大行波也

出及吉岳 大津末出 小書院出 山江地出

山勢定多 小書院出 航中相戶改 奧若差改

山同朋改

一 因八月十月朔日於軍身長回之在焉相觸也

中在浦中在浦地至西之出史不有自今入岳至

同希及和後何有極向之其相通也以上

卯十月

一 同奉十二月十八日於交書者聞山在中山到夜奉

高取得新法後人一同而能出及通中時之其和時

和泉書殿出仰激也

一 去又日本近而出火之名者谷也門書所第類境

十而之至安何書書法信也長尾亦信也少信

后波種為書也舟大際成後之波書法信

一 乃刻之江信也 信有右之通也 信由之也

夢信種成而之左屬安尾之狀又互相書整之作

信之波書也

一 乃夜洋信也 信月之三五類境信若相信也

信有之波書法信有之出也信有之信有之出也

波有之波書也信有之信有之信有之信有之

信有之波書也信有之信有之信有之信有之

諸君の儀より御座り相違結成り申す。

一 役登浦又と親類共在敷に別職在在者ハ當儀  
庭内御座り申す。

一 屋浦内を親類共信家建てる者ハ之を為置為  
成すの目示る敷に内を信後親類共在申す申す申  
す不取成儀事。

一 父子別家存在者ハ高刻を許儀事 信成儀事  
類焼し初より建家存在焼中敷ハ様子申す申す

一 申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

卯土月

一 右同日諸君共在間ハ信後相所ハ信後申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

覚

一 家他随分小位振ら仕事 任由上と各様申す申す

一 弟而指事敷に信成り申す申す申す申す申す申す

一 申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 家代了蔵より傳へ建公を了斬要事。  
 一 存書目より伝出せる古書送、是より江上公御根  
 斗平尾書等より挿尾より、その他伝本に比し、  
 不中由尾、或は挿尾見、且斗江上公傳へ、  
 与く、多傳事。

但任猪子古書送、是より白濁の如き、  
 一 斬中、望み、孫より追旅著、数少く、子対あり、  
 もの、一、而用中、乃、  
 一 作事、以、後、建、徳、又、不、所、後、  
 括、を、色、ら、は、任、事、  
 右、作、事、任、方、卷、未、傳、後、南、方、  
 尚、今、不、中、以、

追記の事 戦後以上

卯十二月

一 同奉十月、京国市高在、  
 是、を、拾、間、の、月、後、多、く、方、  
 任、酒、尾、自、今、を、  
 向、不、及、の、拾、間、の、月、  
 一 同九月、奉、正月、七日、  
 此、中、書、付、を、  
 此、書、後、書、し、  
 河、城、不、及、の、拾、間、の、月、



防之... (faint text)

一 当中高塔... (main text on the right page)

一 寄端... (main text on the right page)

辰正月

一 同奉二月... (main text on the right page)

中子... (faint text on the left page)

辰二月

一 享保中... (main text on the left page)

辰元

一 大元... (main text on the left page)



若くは物にたりて形場可き如く是より上へは  
中へもあつてある

右の紙に記す如く初より其紙に記す如く

西二月

一 元文元年正月毎日の如き事

一 大元元年正月毎日の如き事

一 定大元の外に記す事方より其の如き事

火の事大元元年正月毎日の如き事

無以して其の如き事

中へもあつてある

一 元文元年

一 寛保元年正月毎日の如き事

火の事大元元年正月毎日の如き事

火の事大元元年正月毎日の如き事

火の事大元元年正月毎日の如き事

一 大元元年正月毎日の如き事

火の事大元元年正月毎日の如き事

火の事大元元年正月毎日の如き事

右の通り相觸れの上

西十二月

一 同三年閏四月十九日の如き事

火の事大元元年正月毎日の如き事

大寺、僧來、其、浦、不、仕、所、為、く、い、ふ、  
行、出、る、く、い、ふ、名、を、い、ふ、相、合、の、故、其、來、未、也、  
相、合、す、く、相、合、す、事、

一 近來、路、中、に、了、然、か、る、修、多、目、之、の、右、神、後、  
向、は、り、あ、る、に、用、事、以、上、

三月

右、通、大、河、改、大、寺、場、身、を、了、然、か、る、相、合、

一 延、享、元、子、年、七、月、十、二、日、乃、に、河、中、身、を、修、多、目、に、改、  
心、改、心、の、御、事、相、合、

出、立、り、あ、る、を、修、多、目、に、改、心、の、御、事、  
不、良、出、立、り、乃、に、河、中、身、を、修、多、目、に、改、心、

河、中、身、に、改、心、の、御、事、

河、中、身、に、改、心、の、御、事、

右、通、相、合、の、事、竟、然、身、に、改、心、の、御、事、

相、合、の、事、乃、に、大、河、改、大、寺、場、身、を、  
相、合、の、事、乃、に、大、河、改、大、寺、場、身、を、

河、中、身、に、改、心、の、御、事、  
河、中、身、に、改、心、の、御、事、

河、中、身、に、改、心、の、御、事、

一 寶、曆、二、中、年、三、月、晦、日、乃、に、河、中、身、を、修、多、目、に、改、心、

河、中、身、に、改、心、の、御、事、

近、來、を、大、寺、場、に、見、お、う、方、改、心、の、別、也、馬、上、

乃、に、河、中、身、を、修、多、目、に、改、心、

之若見信所其場上其目分山使与指  
姐名取此中如指中淑生

右一過之長相解便

正月

一 同日甲午十二月庚午以山書抄板奈伊淑之殿之殿  
淑生一 淑生行多水と相解便

中事一 淑生以場而志可傳致逢在甲子國文  
多之指其亦向淑生と云と甲子年と逢中  
とて相解、陸之指其と陸、不亦既後と云

一 於場而志逢淑生指其亦向淑生と云と甲子年と逢中  
と陸、不亦既後と云

心細指其又一と云

一 大指、而之指其、其横切也と云と相解便也  
逢中、陸、其亦向淑生指其亦向淑生切也  
其指其一人と云と甲子年と逢中、不亦既後と云  
と陸、不亦既後と云と相解便也  
行又と云

右一過之長相解便

二月

一 明和五年二月十日甲午陸奥政事書  
大事指其亦向淑生指其亦向淑生切也  
一 細代筆を指其亦向淑生

但溜壘

一 九小指灯白赤色燈聖節

但敢取不を多く自れも敢取中

右目印を要向と相用山間印を不存を其相用山を給教多外と不相用山極下と至至台持津と敢取江波山極と山邊中らと

三月

松平権次氏

一 明和文子年正月三日松平右近將監教と殿江波と大井

勢別と相渡山

山邊山

山邊信祖支記

大目付

一 大を治る者五捕町在行不とて来事

一 大を治る者一町筋を和ら子色と海軍

右、亦、存、を、此、而、ひ、ひ、と、飛、渡、を、極、板、を、一

た、く、は、教、た、と、し、を、其、科、を、中、に、飛、渡、を、ひ、ひ、と

一、一、の、ま、き、者、の、不、能、を、ひ、ひ、と、右、邊、集、を、一、一、と

大、を、治、る、の、を、見、る、一、軍、の、所、一、は、中、に、相、知、り、

一、一、科、の、ま、の、久、き、を、治、也

寛文十一月

奉行

右、通、飛、渡、り、中、指、下、札、建、の、を、教、を、右、は、中、に、ひ、ひ、

中、指、中、合、懐、を、も、の、り、右、捕、を、右、極、を、右、極、を、

右、之、極、を、保、七、年、相、解、を、右、士、方、を、右、方、を、右、方、を、

右、松湯より火の種を不の相觸る

十二月

右、通万石の山と東、老中支配、丁被相觸候

一、明和六年三月十八日、松右邊の空敷、松湯より

大目付池田海老江相觸候、此書外寫計通

小普請相触候

大目付

火事、松湯を以て馬上に火元見、松湯より傳

り、火口より松湯より、松湯より傳、元々相觸候

、此火を相觸り、火元と相觸り、松湯より傳、

の相觸り、松湯より火元と、松湯より傳、

一、寛大、松湯大石、松湯より傳、松湯より傳、

、松湯より傳、松湯より傳、松湯より傳、

、松湯より傳、松湯より傳、松湯より傳、

、松湯より傳、松湯より傳、

右、松湯より相觸候

二月

小普請相触候

大目付

、松湯より傳、松湯より傳、松湯より傳、





目別に相續して書す

所分類續之而、亦此、後者所記、其、方、限、  
其、意、波、株、等、之、地、形、等、其、後、以、此、准、  
其、所、去、之、後、其、得、去、者、乃、其、長、短、之、  
深、淺、之、印、等、之、大、小、之、積、之、波、株、等、

右之通世分類續之而、上之相續也

三月

一 同年二月廿六日、本年右通世分類續之、深、淺、之、  
波、株、等、

廿二月廿六日、本年右通世分類續之、深、淺、之、  
波、株、等、其、後、以、此、准、  
其、所、去、之、後、其、得、去、者、乃、其、長、短、之、  
深、淺、之、印、等、之、大、小、之、積、之、波、株、等、

右、任、其、有、之、後、其、地、形、等、其、後、以、此、准、  
其、所、去、之、後、其、得、去、者、乃、其、長、短、之、  
深、淺、之、印、等、之、大、小、之、積、之、波、株、等、

一 千石 令其振数 一 四石

一 七百石 令其振数 一 六石

一 五百石 令其振数 一 四石

一 三百石 令其振数 一 二石

一 此、是、其、地、形、等、其、後、以、此、准、  
其、所、去、之、後、其、得、去、者、乃、其、長、短、之、  
深、淺、之、印、等、之、大、小、之、積、之、波、株、等、

一 此、是、其、地、形、等、其、後、以、此、准、  
其、所、去、之、後、其、得、去、者、乃、其、長、短、之、  
深、淺、之、印、等、之、大、小、之、積、之、波、株、等、

一 此、是、其、地、形、等、其、後、以、此、准、  
其、所、去、之、後、其、得、去、者、乃、其、長、短、之、  
深、淺、之、印、等、之、大、小、之、積、之、波、株、等、

一 高、上、所、以、其、振、数、方、之、其、餘、也

右之通世分類續之



今左不而中

一 所用由賣而中所以及由賣中住居執鏡之而

拜備多由教令云云誠之積也

一 執鏡之由門長屋中燒火之

中燒火之教令之其狀也

一 同奉六月十日拜右之由堅殿長之殿中池田

元中、此後之由

先奉火之由燒火之

青木場市之由定之

同奉六月十日拜右之由堅殿長之殿中池田

場前柄蕭系殿使之

大災哉及之由中深先奉之

尾背崎之由青之場前之由

之由教令中右殿之由

場前多之由飯之由

之由向好沙由崎内由

之由小由示本之由

之由概之由

右之通形執鏡之而

一 概之由細解之

六月

六月廿一日

有方不而中

一 御用田賣示之御以収田賣申任后敷續之御以  
拜備多由敷令云云誠續申御事

一 敷続之御門長屋申続申之御以又下居宅  
申続申之敷令之御其伏申書御事

同年六月廿一日申右之御堅殿長之御以池田  
篠別之御後之御事

先事火災後始別之御事之御青堀売  
青小堀市之御定之御御之御後火災之  
間事之御支所之御遠之御後合之御始別之  
場前柄着申御後之御後之御既之御大繼

大員茂之御申御事之御御事之御御事

尾着堀之御青之御前之御事之御御事之御御事

之御御事之御申之御事之御御事之御御事

場前多之御飯之御事之御御事之御御事

可之御

右之御御事之御續之御之御敷續之御之御  
一 続之御御事之御

六月

一 同奉十二月 紅年右邊 形呈敏 歲以波 小池田

形以波 小池田

當春由曲梅内生浦 且大浦 以及左浦 類統 功  
當春由東迄 右浦 由梅内 若出矣 其流 傍手  
為 小池田 大浦 等 相懸 宜大浦 打也 消防 波 小  
若 小池田 東 迄 多 數 右 浦 多 々 宜 大 浦 所 實  
消 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田  
子 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田  
向 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田

十二月

當春由曲梅内生浦 且大浦 類統 功

當春由曲梅内生浦 且大浦 類統 功  
當春由東迄 右浦 由梅内 若出矣 其流 傍手  
為 小池田 大浦 等 相懸 宜大浦 打也 消防 波 小  
若 小池田 東 迄 多 數 右 浦 多 々 宜 大 浦 所 實  
消 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田  
子 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田  
向 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田 波 小 池 田

十二月

Faint, illegible text visible through the paper from the reverse side of the page.

明  
家  
文  
庫

本  
家  
藏  
書

